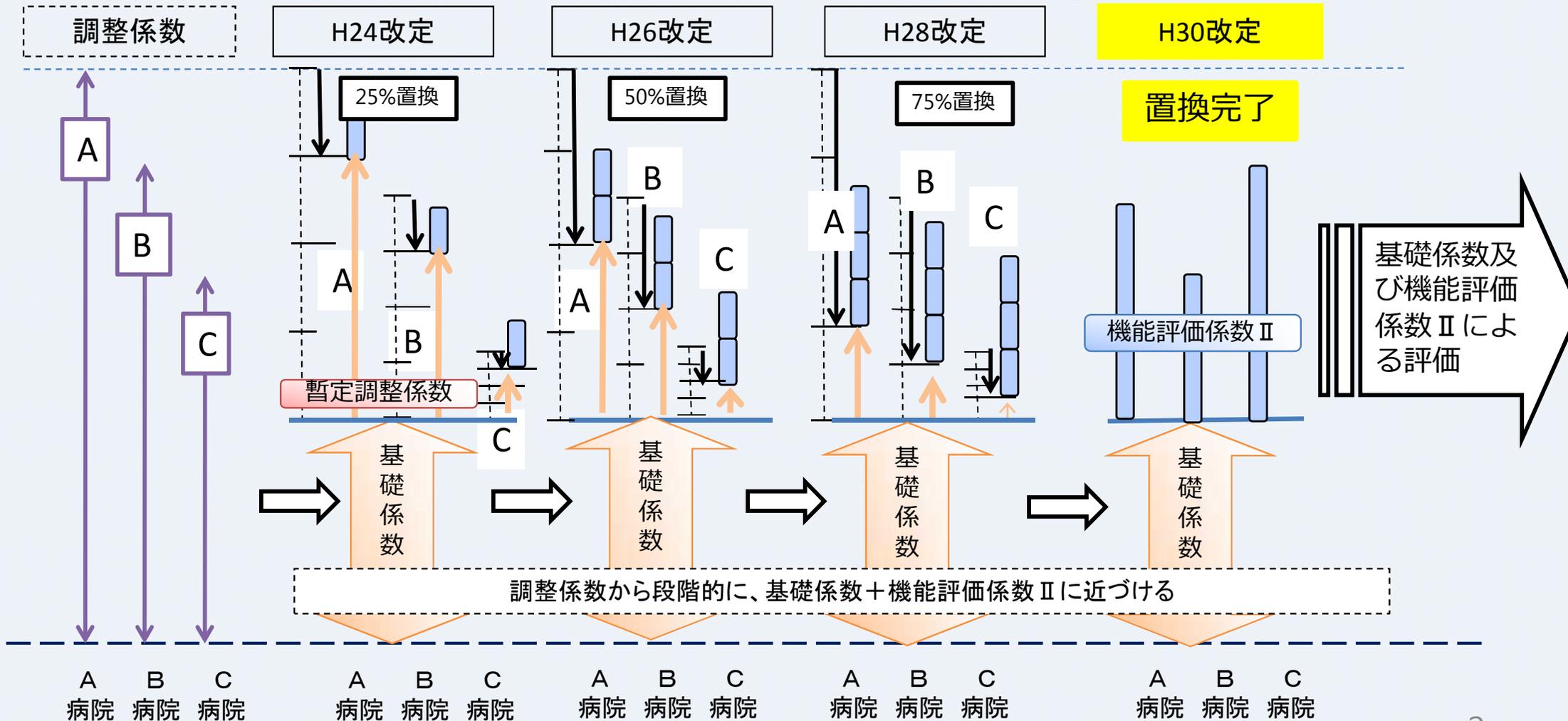


激変緩和措置に係る検討

調整係数の置き換え完了 (イメージ)

調整係数の置き換え

- DPC/PDPSの円滑導入のために設定された調整係数については、平成30年度改定において基礎係数と機能評価係数IIへ置き換えを完了する予定



調整係数見直し（1）

(1)調整係数の見直しに係る対応

- ① DPC/PDPSの円滑導入のために設定された調整係数については、今回の改定も含め2回の改定を目途に段階的に基礎係数と機能評価係数Ⅱへの置換えを進めることとされており、今回改定においては、調整部分の75%を機能評価係数Ⅱに置換え、残りの調整部分を「暫定調整係数」として設定する。

〔医療機関Aの暫定調整係数〕

$$= ([\text{医療機関Aの調整係数}(\ast)] - [\text{医療機関Aの属する医療機関群の基礎係数}]) \times 0.25$$

※「調整係数」は制度創設時(平成15年)の定義に基づく

(2)個別医療機関の医療機関別係数に係る経過措置(激変緩和)について

- 平成24年度、平成26年度診療報酬改定においては、調整係数の置き換え等に伴う診療報酬の激変を緩和する観点から、個別医療機関の医療機関別係数の変動の影響による推計診療報酬変動率(出来高部分も含む)が2%程度を超えて変動しないよう暫定調整係数を調整する措置を講じた。
- 今回の「暫定調整係数」の置き換えの対応(調整分の「50%」→「75%」の置き換え)等に伴う個別医療機関別係数の変動に関して、推計診療報酬変動率(出来高部分も含む)が2%程度を超えて変動しないよう暫定調整係数の調整を行う。

調整係数に係る議論の経緯

中医協 総-3-1別紙
23.1.21

【平成17年11月16日 中医協・基本小委】

調整係数については、DPC制度の円滑導入という観点から設定されているものであることを踏まえ、DPC制度を導入した平成15年以降5年間の改定においては維持することとするが、平成22年度改定時に医療機関の機能を評価する係数として組み替える等の措置を講じて廃止することを検討してはどうか。

【平成18年2月15日 中医協・総会 承認】

医療機関別に調整係数を設定する制度については、DPC制度の円滑導入という観点から設定されているものであることを踏まえ、DPC制度を導入した平成15年以降5年間の改定においては維持することとするが、平成18年改定においては、他の診療報酬点数の引下げ状況を勘案し、調整係数を引き下げる。

【平成18年2月15日 中医協 答申附帯意見】

DPCについては、円滑導入への配慮から制度の安定的な運営への配慮に重点を移す観点も踏まえ、調整係数の取扱いなど、適切な算定ルールの構築について検討を行うこと。

【平成19年5月16日 中医協 基本小委】

平成18年度診療報酬改定における答申及び附帯意見を踏まえ、平成20年度以降の医療機関係数の在り方について、各医療機関を適切に評価するために、調整係数の廃止や新たな機能評価係数の設定等について検討する必要がある。

【平成19年8月8日 中医協 基本小委】

新たな係数の導入について検討するとともに、DPC制度の円滑導入のため設定された調整係数については、廃止することとしてはどうか

【平成19年11月21日 中医協 基本小委】

調整係数の廃止及び新たな機能評価係数の設定について

平成20年度改定時までは、調整係数は存続することとしているが、それ以降については、調整係数を廃止し、それに替わる新たな機能評価係数について検討することとなっている。

【平成19年12月7日 中医協 基本小委】

平成20年度以降、速やかに以下のことを検討することとする。

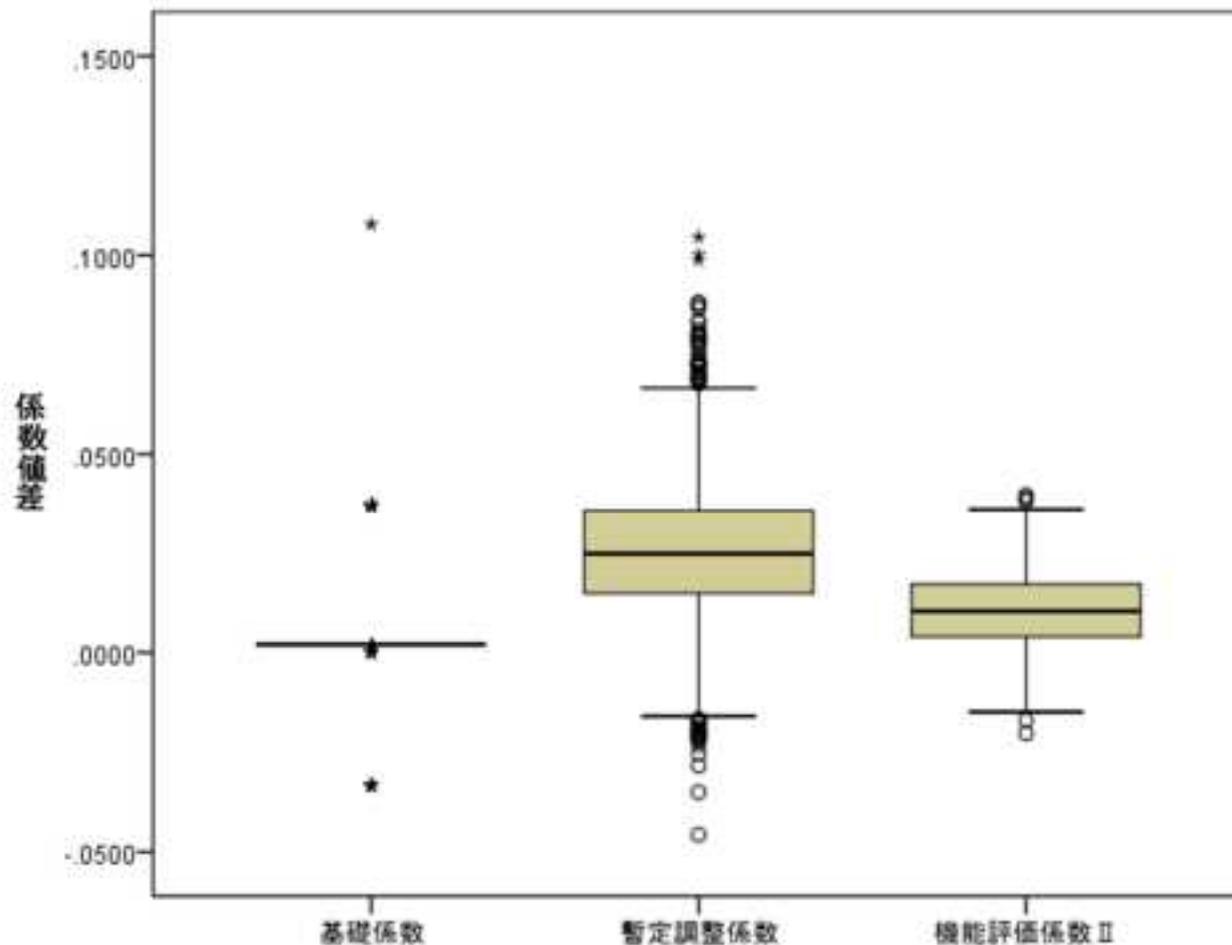
- DPC制度の在り方や調整係数の廃止に伴う新たな機能評価係数等

【平成20年2月13日 中医協・総会 承認】

DPC制度の在り方や調整係数の廃止に伴う新たな機能評価係数等について速やかに検討する。

平成28年度診療報酬改定に係る医療機関別係数の変動の分布

- ・医療機関別係数を構成する各係数値について、H28とH26の係数値の分布。
- ・機能評価係数Ⅱの変化幅に対し、暫定調整係数は変化幅が大きい。



【基礎係数】

- ・ H28-H26の値

【暫定調整係数】

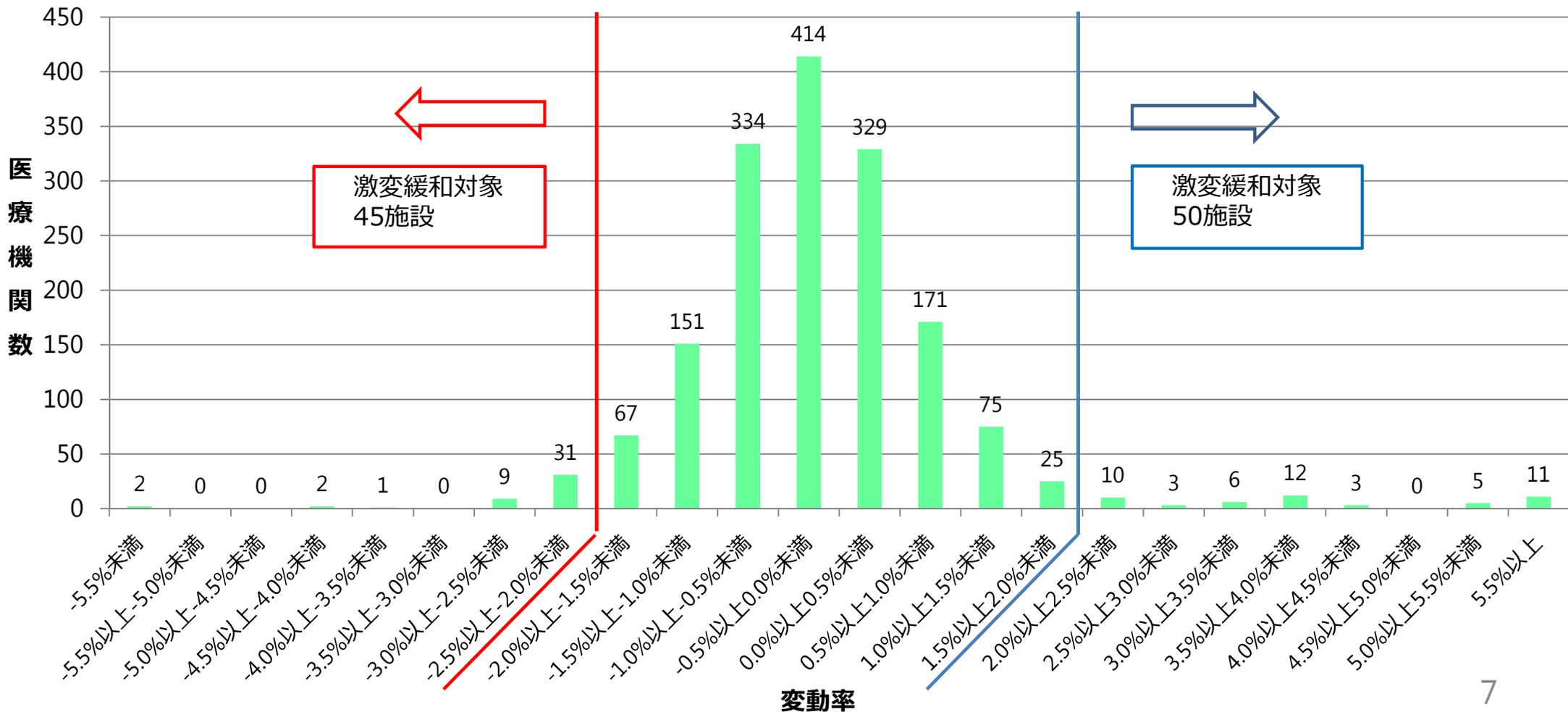
- ・ H26-H28の値
- ・ 中央値 0.0248
- ・ 分散値 0.00031
- ・ 最大値 0.1045
- ・ 最小値 -0.0457

【機能評価係数Ⅱ】

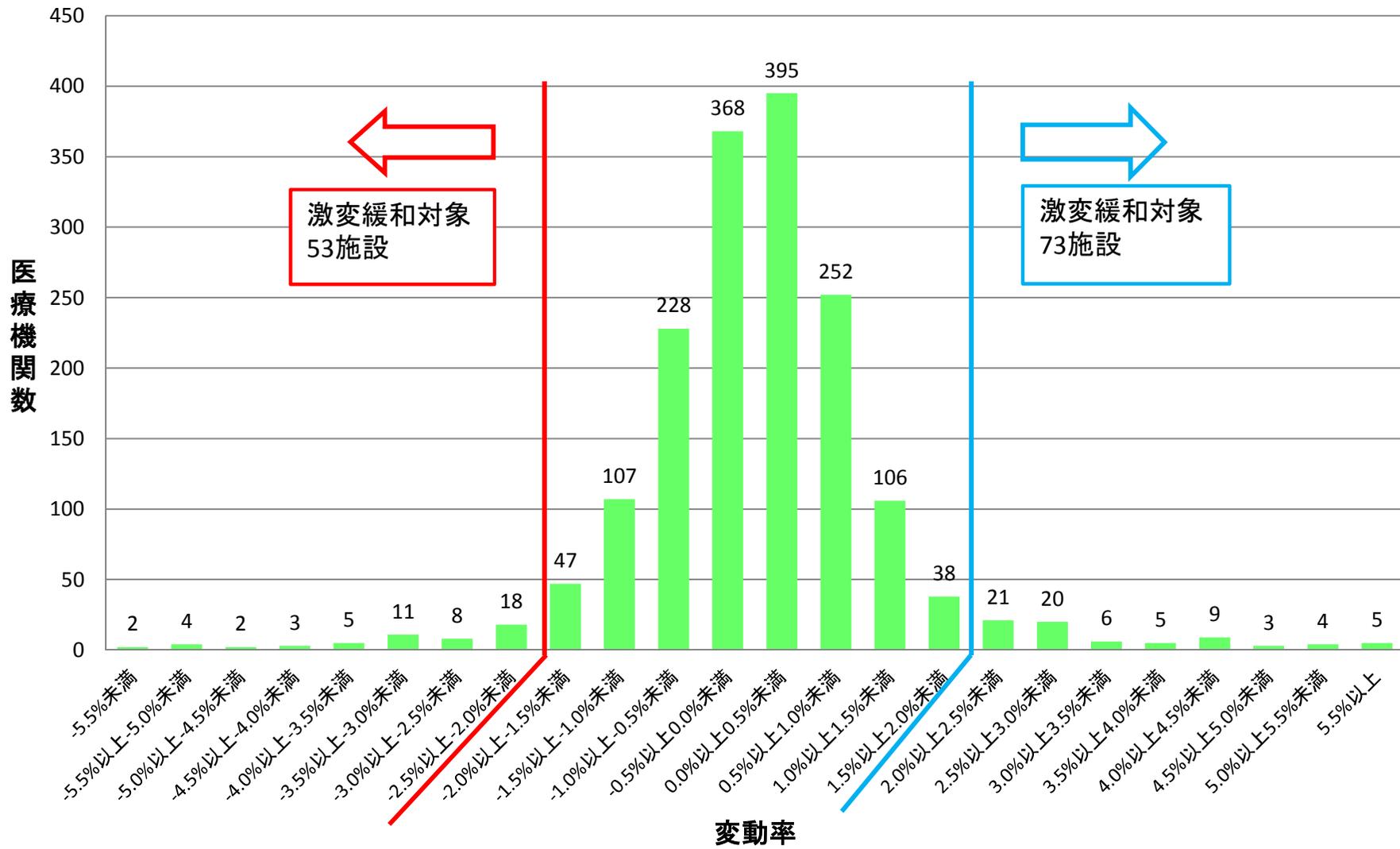
- ・ H28-H26の値
- ・ 中央値 0.0104
- ・ 分散値 0.00009
- ・ 最大値 0.0397
- ・ 最小値 -0.0203

調整係数の置き換え以外の要因による、診療報酬改定時に生じる推計診療報酬変動率の分布

- ・平成26年度及び平成28年度の医療機関別係数が、暫定調整係数への割り当てを機能評価係数Ⅱに当てはめた場合について、平成28年度改定において推計診療報酬変動率をシミュレーションした。
- ・調整係数置き換え完了後も、一定程度推計診療報酬変動が大きい医療機関が存在することが示唆される。

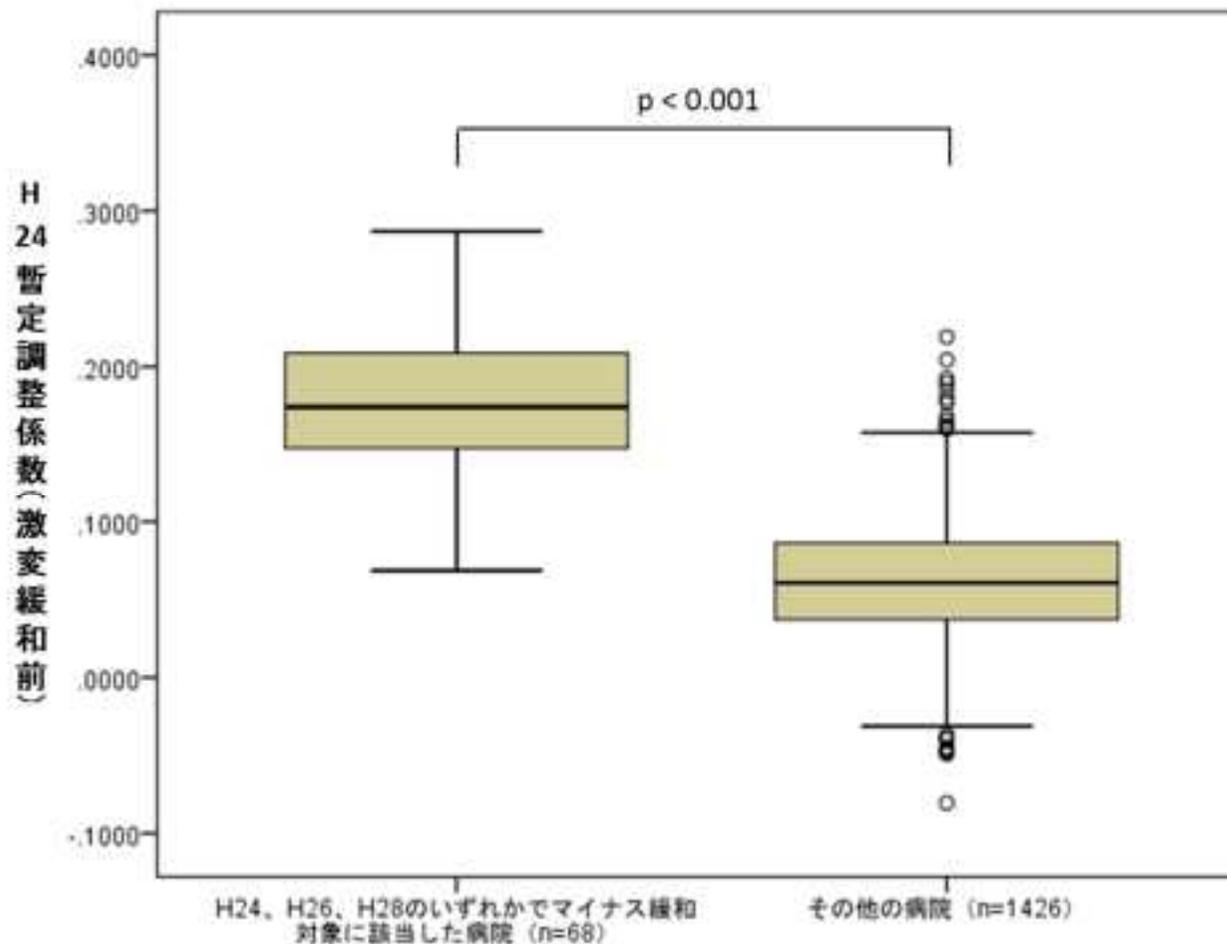


(参考) 平成28年度改定での調整係数置換えによる推計変動率の分布



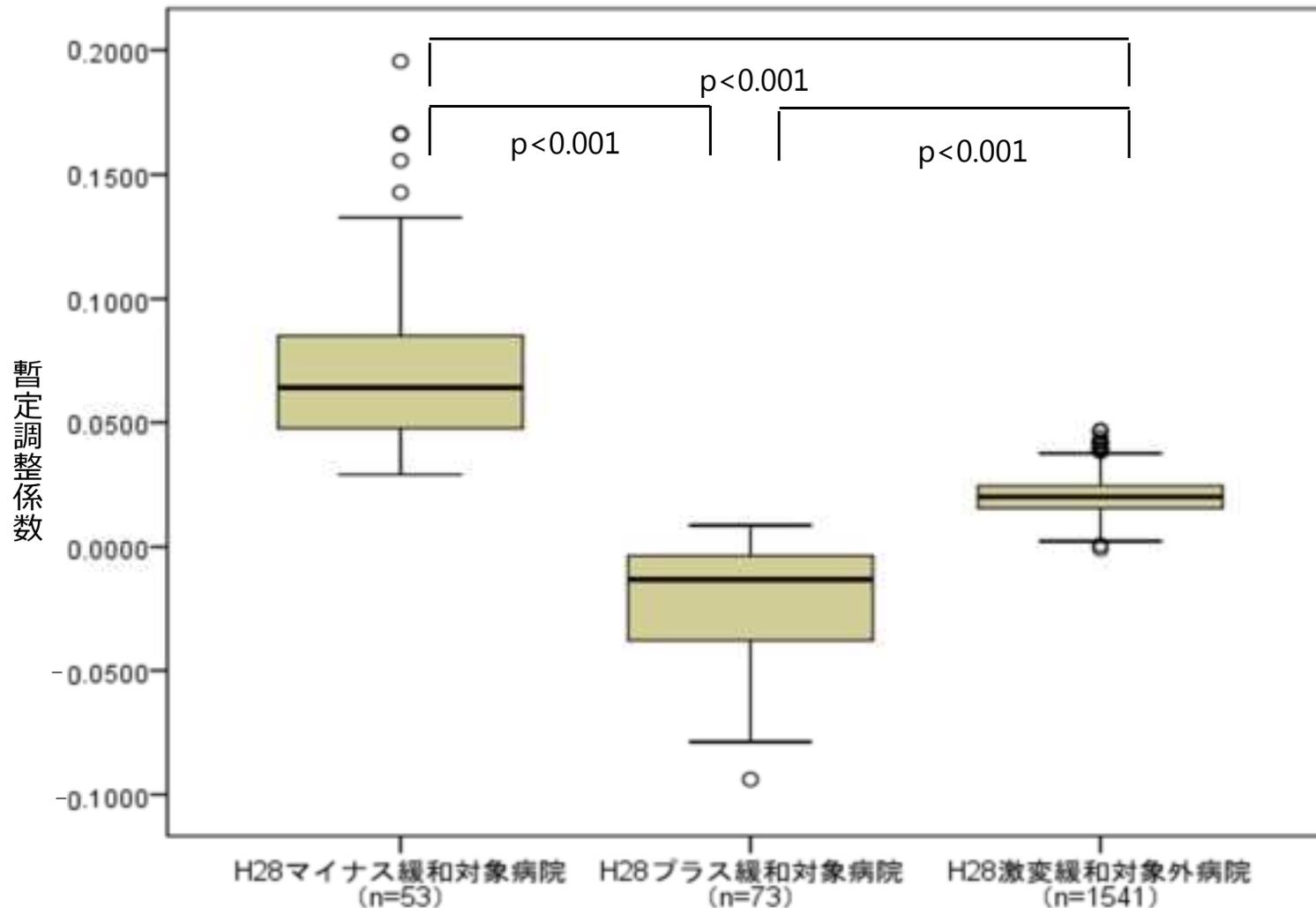
平成24年度の暫定調整係数

- これまでマイナス緩和措置の対象となった病院は、平成24年度時点での暫定調整係数が高い。
- これらの病院には、制度参加直後に診療密度が低くなった医療機関もあれば、制度参加から徐々に診療内容が変化し、結果平成24年度に暫定調整係数が高くなった病院もある。



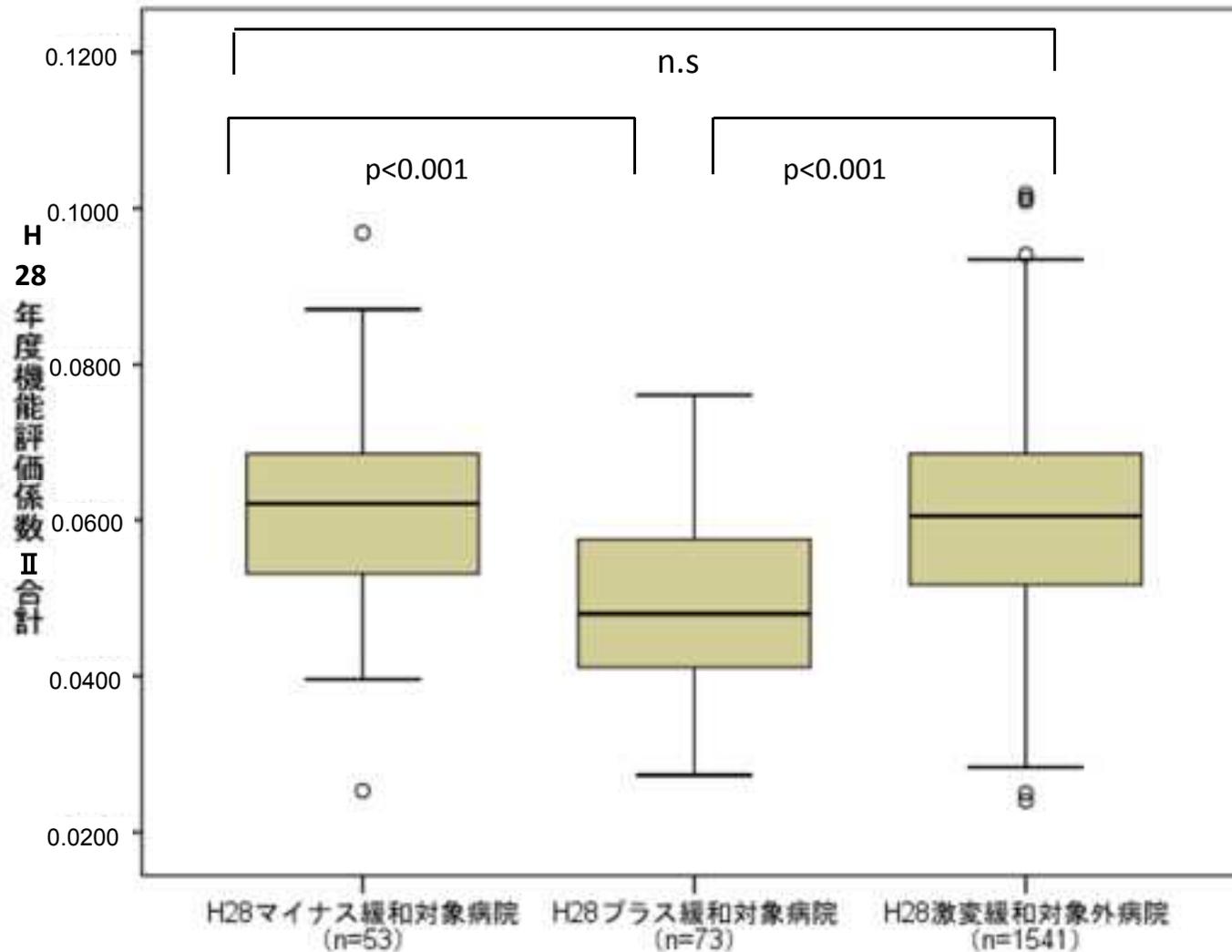
平成28年度暫定調整係数の分布

- 各グループで暫定調整係数の分布は差がある。
- これら暫定調整係数が、機能評価係数Ⅱと置き換わることを考えると、平成30年度改定においても、これまでマイナス緩和措置対象となった病院は、推計診療報酬変動率は低くなる（マイナス緩和対象となる）可能性が相対的に高い。



平成28年度機能評価係数Ⅱの分布

- ・ プラス緩和対象病院は、その他のグループと比べ有意に機能評価係数Ⅱが低い傾向がみられた。
- ・ マイナス緩和対象病院は、激変緩和措置対象となっていない病院と比べ、機能評価係数Ⅱに有意な差は認めなかった。



激変緩和措置対象となった病院数

激変緩和措置対象となった病院の内訳

	平成24年	平成26年	平成28年	合計※3	3回連続措置対象	
					3回連続措置対象	いずれか2回措置対象
マイナス緩和措置※1	8	53	53	74	5	30
プラス緩和措置※2	34	82	73	124	18	29

- ※1 マイナス緩和措置：診療報酬改定時に推計報酬変動率がマイナス2%より低く変動する医療機関について、変動率がマイナス2%となるよう暫定調整係数を引き上げている病院
- ※2 プラス緩和措置：診療報酬改定時に推計報酬変動率が2%より高く変動する医療機関について、変動率が2%となるよう暫定調整係数を引き下げている病院
- ※3 重複を除いている